

- 対応区分 ①反映する 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
 ②反映済 意見や提案内容が既に反映されているもの。
 ③参考にする 最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
 ④反映または参考にさせていただくことが難しい
 県教育委員会(県)の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。
 事業主体が県教育委員会(県)以外のもの。
 法令などで規定されており、県として実施できないもの。
 ⑤その他(①～④に該当しないもの)

No	該当箇所(最終案ページ)	素案の概要に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
1	0 全般	<p>学校、家庭、地域、県、地方公共団体等、子どものいじめに対応する各部署の責任の所在を明らかにするとともに、一か所にその責任を押し付けないよう体制を整えていただきたい。</p> <p>特に学校においては、子どもの属するクラスの、一人の教諭、属する部活動の一人の顧問といったように一人の教諭に責任があるかのような報道も見聞されるので、学校全体が一人ひとりの子どもに深く関われる体制作りを望みたい。</p> <p>そのための教員(人材)配置を適正に行い、教員だけで解決できない場合を考え、人権、医療、福祉、心理等の専門家を柔軟に派遣できる組織を構築していただきたい。また、子どもたちが自主的にいじめをなくす取り組みを支援するための時間的な措置をお願いしたい。</p> <p>家庭においても過度な予備校通いよりも、人権が大切との家庭教育のもと、地域のボランティアや、自分より幼い子どもと接する機会を幼稚園、保育園を交えて作るなどの取り組みを行ってはどうか。</p> <p>条例が実効性のあるよいものとなるよう期待します。</p>	1	②	<p>本条例では、社会全体でいじめの防止に取り組むため、県及び学校の設置者、学校・学校の教職員の責務、保護者、県民及び事業者の責務や役割を示しています。</p> <p>また、学校及び学校の教職員の責務において、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図り、協力体制を構築し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むことを示しています。</p> <p>さらに、いじめの防止等のための人材の確保と資質の向上において、いじめの防止等の対策の一つとして、心理や福祉の専門的知識を有する専門家の確保について示しています。</p>

2	0 全般		<p>子どもたちの役割を定めたり、子どもたち一人ひとりの考えをしばったりすることよりも、子どもたちがいじめの防止について主体的にとりくめるように、大人が支援するということが大事であると考えます。</p> <p>学校は地域や家庭と連携すること、また県や地方公共団体がいじめの未然防止のための環境整備等を充実させることで、子どもたちが安心して生活できる社会を、大人が総がかりで作っていくという視点を大切にしたいです。</p>	1	<p>② 条例の制定に向けて実施したアンケートでは、「いじめは絶対しない」「いじめを見たら見て見ぬふりをしない」ことが大切であると、多くの子どもたちが答えています。また、いじめは大人が気づきにくい形で行われることが多いことを踏まえ、「児童生徒の役割」に「いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努める」としています。</p> <p>また、本条例では、社会全体でいじめの防止に取り組むため、県及び学校の設置者、学校・学校の教職員の責務、保護者、県民及び事業者の責務や役割を示しています。</p> <p>学校と地域や家庭との連携については、学校及び学校の教職員の責務において、保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする示しています。</p>
3	0 全般		<p>学校が地域や家庭と連携すること、県や公共団体がいじめの未然防止のための環境整備等を充実させるという視点は重要であり、大切にしていってほしい。また、子どもたちがいじめの防止について自主的に取り組めるよう、大人が支援するという視点が大切である。一方で、条例によって子どもの役割を定めたり、一人ひとりの子どもの考え方をしばったりすることは、子どもの主体性を損なうことにつながるの、そうならないようにしてほしい。</p>	2	<p>② 本条例では、社会全体でいじめの防止に取り組むため、県及び学校の設置者、学校・学校の教職員の責務、保護者、県民及び事業者の責務や役割を示しています。</p> <p>学校と地域や家庭との連携については、学校及び学校の教職員の責務において、保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする示しています。</p> <p>条例の制定に向けて実施したアンケートでは、「いじめは絶対しない」「いじめを見たら見て見ぬふりをしない」ことが大切であると、多くの子どもたちが答えています。また、いじめは大人が気づきにくい形で行われることが多いことを踏まえ、「児童生徒の役割」に「いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努める」としています。</p>
4	0 全般		<p>全体を通して、“～など”と“～等”の使い分け、もしくは、統一が必要かと感じます。</p>	1	<p>① ご意見を踏まえ、全体の統一を図りました。</p>

5	0	全般	<p>全体を通した印象として、先に作っていただいた「三重県いじめ防止基本方針」との違いがわかりにくいと感じます。立てるべき項目が同じようになるのは当然ですが、内容的に具体的すぎるように感じるものがいくつかあります。</p>	1	④	<p>本条例は、社会総がかりでいじめの問題を克服するための基本理念、いじめの防止等に係る県、学校、保護者等の役割を明確にするとともにより実効性のある取組が進むよう、いじめの防止等のための基本となる事項を定めています。</p>
6	0	全般	<p>「くさいものにふたをする」ように、自らの保身のため、いじめを見て見ぬふりをしてすませしてしまうのは児童生徒だけではなく、保護者や教職員にもあり、ひいては学校内だけではなく、社会全体に見られる昨今の体質であると思う。文面をみるかぎりではそのあたりの認識が不足しているように感じられる。学校、家庭、県民、事業者、関係者の連携協力をどのように具体化し、実のあるものにしていくかについて、もう少し詳細な記述があってもよいのではないかと。児童生徒がいじめにより尊い生命を断つことのないよう、この条例が「絵に描いた餅」に終わらないようにしてもらいたい。</p>	1	③	<p>本条例では、基本理念において、学校、地域住民、家庭、行政その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを明示し、県、学校設置者、学校及び学校の教職員、保護者、県民及び事業者がいじめの防止等のために果たすべき責務や役割を規定しています。いじめの対策等がより実効性のあるものとなるよう、いじめの防止、早期発見、早期対応についてそれぞれの責務や役割を示しています。</p>
7	0	全般	<p>「三重県いじめ防止条例」ですからいじめ防止を目的にし、重きを置くことは理解できるのですが、一般社会の中ですら存在するいじめが、子ども社会の中にだけ、あってはならないという前提で、それぞれの役割を押しつけられているように感じられる部分があります。</p> <p>いじめはどの子どもにも起こりうるものであるという前提で、防止も含め、起こってしまった場合にはその解決に向けた道筋にも重きを置いてほしい。実際いじめが起こっているのにそれを大人が隠そうとするのではなく解決に向かおうとする条例にしてもらいたい。</p>	1	④	<p>本条例では、基本理念においては、学校、地域住民、家庭、行政その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを明示し、県、学校設置者、学校及び学校の教職員、保護者、県民及び事業者がいじめの防止等のために果たすべき責務や役割を規定しています。いじめの対策等がより実効性のあるものとなるよう、いじめの防止、早期発見、早期対応についてそれぞれの責務や役割を示しています。</p>
8	0	全般	<p>今回「素案の概要」に対するパブリックコメントですが、素案にすらなっていないものへのパブリックコメントをもって「県民からの意見聴取をおこなった」とするのは、拙速な手続きと受けとめられかねません。いずれかの段階で、再度県民からの意見聴取するのが適当ではないでしょうか。</p>	1	④	<p>本県の「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針」の中では、「本手続きの対象となる計画等の策定をしようとするときは、県民等が意見を提出しやすいようになるべく早い段階で、最終的な意思決定を行う前に、案等を公表する。また、その案も条例案そのものを指すのではなく、条例制定についての基本的な方向性・考え方を事前に県民等に公表し、意見を求めること」となっていることから、条例素案の概要の段階でパブリックコメントをしました。</p>
9		目的(法との関係)	<p>いじめ問題については、「いじめ防止対策推進法」が制定されており、この条例は、同法を補完するものとしての性格を持つと考えられるので、目的において、同法との関係を意識した文言(例えば、「いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)と相まって)を明記すべきと考える。</p>	1	①	<p>ご意見を踏まえ、「いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)の趣旨を踏まえ」という記載を加えました。</p>

10	目的 (対策の推進など)	<p>概要では、「いじめの防止等の対策に関する基本的な事項を定めることにより、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくる」とあるが、「児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくる」ことは、諸対策の推進があってこそ実現し得るはずであり、「基本的な事項を定めること」から直ちに導かれないため、「定めることにより」の後に、「いじめの防止等の対策を総合的かつ計画的に推進し、もって」などの文言が必要である。</p> <p>ただ、条例全体の対策は、いじめ防止対策推進法と相まって初めて意味をなすものと思われ、条例の施策のみをもって「いじめの防止等の対策に関する基本的な事項」を定めたと言えるのかに疑問がある。まずは、この文言と条例全体の構造がマッチしているのかをよく検証すべきである。</p>	1	①	<p>ご意見を踏まえ、以下のように修正しました。</p> <p>「この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。」</p>
11	目的 (いじめの防止対策)	<p>目的に、「いじめの防止対策の基本理念」とあるが、基本理念の項では、「いじめの防止等の対策」とあり、両者の文言が異なっている。このような文言の齟齬は不適切であり、訂正すべきである。</p>	1	①	<p>ご意見を踏まえ、「いじめの防止等の対策」に標記を統一しました。</p>
12	目的	<p>“尊厳を保持する”という表現は、“尊厳を保障する”の方がよくないでしょうか。</p>	1	④	<p>いじめ防止対策推進法でも「尊厳の保持」という表現が用いられていますので、本条例でも同様に示しています。</p>
13	目的	<p>下から3行目、“子どもの役割”は“児童生徒の役割”でしょうか。同じ確認が、「基本理念」の3つめの項目の“子どもを徹底して守り通す”、「責務・役割」の“子どもの役割”という見出しでも必要だと思います。</p>	1	①	<p>ご意見を踏まえ、「子ども」という表現は「児童生徒」という表現に統一しました。</p>

14	目的	<p>「学校、保護者、県民」と「子ども」を並列にして「役割を明らかにする」と示しているが、子どもの役割を条例で規定することに反対である。</p> <p>「三重県子ども条例」の基本理念には、①子どもを権利の主体として尊重すること。②子どもの最善の利益を尊重すること。③子どもの力を信頼すること。とある。</p> <p>子どもを条例でしぼるのではなく、子どもが「いじめをしない」「いじめに立ち向かう」ことができるように、大人がすべき役割を示すのが条例のあるべき姿ではないか。</p>	5	④	<p>条例制定に向けて実施したアンケートでは、「いじめは絶対しない」「いじめを見たら見て見ぬふりをしない」ことが大切であると、多くの子どもたちが答えています。また、いじめは大人が気づきにくい形で行われることが多いことを踏まえ、「児童生徒の役割」に「いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努める」としています。</p> <p>また、本条例では、社会全体でいじめの防止に取り組むため、県及び学校の設置者、学校・学校の教職員の責務、保護者、県民及び事業者の責務や役割を示しています。</p> <p>学校と地域や家庭との連携については、学校及び学校の教職員の責務において、保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとするとしています。</p>
15	定義	<p>いじめの定義で、“一定の人間関係”と示す必要はありますか。日常的な関わりがなくても、いじめの加害者になる場合もあるのではないのでしょうか。とりわけ、インターネット上では、一定の人間関係にない人物とのトラブルも考えられると思います。また、“学校の内外を問わない”という意味合いを加えられないのでしょうか。</p>	1	④	<p>定義は「一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為」として法と同様に規定しています。</p> <p>また、定義にある一定の人間関係とは、「学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す」と、国の基本方針に記載されています。</p>
16	定義	<p>幼稚園でもいじめの根絶への取組をしていると思いましたが、(幼稚園を除く)の部分削除してはどうでしょうか。</p>	1	④	<p>幼児期は、他者との関わり合いの中で、様々な葛藤やつまずきとともに、互いに思いを主張し合い、折り合いを付ける体験を重ねることで、やって良いこと悪いことの区別や、きまりの必要性が理解できるようになるなど、友達との葛藤が起こることが幼児期の発達における大切な学びの機会とされています。(幼稚園要領解説)</p> <p>また、子どもたちの理解力も個人差が大きいことから、いじめであるかどうかを区別して指導を行うのではなく、幼児期の特性に応じた指導が必要であると考えています。</p>

17	定義	本校では、過年度生も在籍しているため、(未成年後見人及び、後見人)と変更してはどうでしょうか。	1	①	ご意見を踏まえて、「親権を行う者、未成年後見人及び児童生徒を現に監護するものをいう」としました。
18	定義	条例の文言について、定義がされているが、いじめ防止対策推進法のものとはほぼ同じであり、書き下ろす意味が感じられない(国で見直しがあつたときに、かえって立法の手間が増える)。法と同じ定義を使うのであれば、法の定義を引用するなど、立法技術上の工夫をすべきである。	1	④	いじめの対策などを示すために、その定義は必要であり、法と同様の定義を示しています。
19	定義	いじめ、学校、児童生徒の定義にかかわって、幼稚園等、就学前でのいじめを想定する必要はありませんか。同様に、中学卒業後に進路先が違った者の間で発生するいじめや、高校を退学した場合を含め、学校に籍のない18歳未満の児童がかかわるいじめについては、除外して考えることになるのでしょうか。	1	④	<p>幼児期は、他者との関わり合いの中で、様々な葛藤やつまずきとともに、互いに思いを主張し合い、折り合いを付ける体験を重ねることで、やって良いこと悪いことの区別や、きまりの必要性が理解できるようになるなど、友達との葛藤が起こることが幼児期の発達における大切な学びの機会とされています。(幼稚園要領解説)</p> <p>また、子どもたちの理解力も個人差が大きいことから、いじめであるかどうかを区別して指導を行うのではなく、幼児期の特性に応じた指導が必要であると考えています。</p> <p>学校に在籍していない子どもについては、「学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」等の基本理念を踏まえて、県民や事業者からの情報提供などで対応していきます。さらに、複数の学校が関係する事案の場合は、学校相互間の連携協力体制の整備に努めることを規定しています。</p>
20	基本理念	<p>「一人ひとりの違いを認め合い、個性を大切にし、多様性を尊重する」とあるが、「違いを認め合い、個性を大切にすること」は、多様性の尊重を意味するのではないか(責務規定では、「多様性」への言及がない)。同じような文言を重複させることは混乱の元になるので、「多様性を尊重する」は削るべきである。</p> <p>なお、条例の基本理念では、いじめ防止対策推進法では書かれていないものが多いが、法の基本理念とリンクさせるため、「いじめ防止対策推進法の基本理念を踏まえつつ」といった文言を加えるべきと考える。</p>	1	①	<p>本県の条例の目的において「いじめ防止対策推進法を踏まえ」と記載し、条例全体にいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえることとします。</p> <p>基本理念では、法と同様の趣旨の3項目と本県独自の1項目で示しています。本県独自の理念は、表現を「児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことにより」と修正しました。</p>

21	基本理念	いじめを許さない(生まない)土壌(環境)づくりの大切さについていれてはどうか。	1	②	いじめを許さない(生まない)土壌(環境)づくりの大切さについては、基本理念に「児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むことにより」と示すとともに、学校及び学校の教職員の責務で「児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする」と示しています。
22	いじめの禁止	2つめの項目、“いじめを認識していながら”の方が、意味が分かりやすくなると思います。	1	④	国や本県のいじめ防止基本方針では、「認識しながら」という表記が使用されていることから、同様の表現を用いています。
23	いじめの禁止	いじめにあったり、いじめを目撃したりした人は一人で悩まないように、「いじめにあたり、いじめを目撃したりしたら教員や保護者など、大人に相談する」という文言を追加してはどうでしょうか。	1	③	いじめの禁止と児童生徒の役割で重複した内容を整理し、児童生徒の役割で、「いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく、学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努める」と示しました。
24	いじめの禁止	これまで、法や条例において、直接子どもに対して何らかの行動を求めるような例はあるのでしょうか。例えば、ゲームセンター等への入店や飲酒や喫煙等、風営法や青少年健全育成条例で規制されていることはありますが、あくまで事業者や保護者に対して「してはいけない」「させない」と規定したものであり、子どもの行動を直接規制するものではありません。子どもは有権者ではありません。意見表明する機会のない議会で決められる条例によって、直接行動を規定されるというのは、法的に可能なかどうか、検証する必要があるのではないのでしょうか。	6	④	いじめ防止対策推進法第4条は「児童等は、いじめをおこなってはならない」と禁止行為が明確に示されています。このことについては、国会の文部科学委員会では、「いわゆる訓示規定であり、人格未成熟な子どもに対して、これはいけない事だと明示することは何ら問題ない」と見解が出されていることを踏まえて示しています。
25	いじめの禁止	「児童生徒は、いじめからまもらなければならない」と修正。 「児童生徒は一人ひとりの違いを認め合い、個性を大切に、多様性を尊重することの重要性を理解し、いじめを許さないという強い心と実践力をもてるよう支援されなければならない」と修正。 子どもの行動を条例でしるのではなく、大人が子どもの支援を行う、という視点で作成してほしい。	1	④	いじめの禁止については、法と同様に示しました。 また、本条例では学校及び学校の教職員や保護者の責務等で子どもの支援を示すとともに、子どもたちの意見を踏まえ、児童生徒の役割を示しています。

26	いじめの禁止	<p>努力義務のような表現で良いのか？ 他にも同様の表現が多いが「傍観しない」とした方が良いと思います。</p>	1	④	<p>いじめの禁止については、法と同様の規定にしました。 また、いじめの禁止と児童生徒の役割で重複した内容を整理し、児童生徒の役割で、「いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく、学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努める」と示しました。</p>
27	責務全般	<p>学校・教職員の責務と保護者の責務については、いじめ防止対策推進法にも規定があるので、条例でも多くの規定を設けると、求められる責務が過大になるおそれがある。ある程度絞り込みをしたほうがよいのではないか。 県民・事業者の責務に、「自他を大切にすることを育み、自己肯定感を高められるよう支援する」とあるが、教育事項に踏み込みすぎた責務を求めていると思われるので、もう少し控えめなものになるよう、見直すべきである。 なお、「子どもの責務」については、「子ども」と「児童生徒」との関係が不明であり、文言に不統一さが見られるほか、「友だち」という、範囲の特定が困難で、立法用語として熟しているか疑問の多い文言を使用しているなど、適切とは思えない箇所が見られる。立法技術的な観点からの点検を今一度しっかりと行うべきである。</p>	1	①	<p>本条例は、法で規定している「学校及び学校の教職員の責務」と「学校におけるいじめの防止」と統合して学校及び学校の教職員の責務を規定しているため、4項の規定となっています。保護者の責務については、法と同様の規定内容になっています。 県民及び事業者の役割については、「地域において児童生徒を見守り、学校、家庭、地域住民等と連携し、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに努める」ことやいじめを発見した場合等は情報提供に努めることと修正しました。 「子ども」、「児童生徒」、「友だち」の表現については、「児童生徒」に統一しました。</p>
28	学校設置者の責務	<p>“連携協力”という表現は、“連携・協力”“連携と協力”などの方がいいと思います。“連携協力”は、学校・教職員の責務や県民及び事業者の役割など、その後の記述にも出ています。</p>	1	①	<p>「連携」と「協力」は意味合いが違うことから、「連携」と表現を統一しました。</p>
29	学校・教職員の責務	<p>学校は、児童生徒の豊かな人権感覚を育成するために、教科等指導や生徒指導、学級経営等あらゆる教育活動を通じて人権教育の充実を図る。</p>	1	①	<p>本条例では、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的としています。 学校及び学校の教職員の責務では、「児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して、良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る」と人権教育の大切さを示しました。</p>

30	学校・教職員の責務	1つめの項目、取組の中では、“自他を大切にすることを育む” “自己肯定感を高める”といった要素も重要であると思います。	1	③	学校及び学校の教職員の責務では、「児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して、良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る」と示しています。また、保護者の役割では、「自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める」と示しています。また、児童生徒の役割で「自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重するよう努めるものとする」と示しました。これらのことから、自他を大切にすることを育むことや自己肯定感を高めることをめざします。
31	学校・教職員の責務	2つめの項目、“その言動”という表現が少しわかりにくく感じます。“自らの言動が～”という表現はどうでしょうか。	1	①	「教職員の言動」という表現にしました。
32	学校・教職員の責務	1つめの項目、“学校の教職員”は“教職員”ではいけませんか。「目的」では“学校および教職員”という記述になっています。2つめの項目にも同じ記述があります。	1	①	定義の学校の教職員ということを確認するために規定しています。目的の記載及び項目の名称については「学校の教職員」に統一しました。
33	学校・教職員の責務	「豊かな情操を培い、良好な人間関係を築く素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る」とあるが、三重県教育ビジョンの基本施策「人との絆や自然との関わりのなかで伸び行く豊かな心の育成」に、「人権教育の推進」があげられている。いじめをなくすために、ともに解決にむけて行動する力を育成するためには、学校に人権文化を構築していくことが大切である。 また、いじめの防止について、子どもたちの自主的な取組に対する支援を学校・教職員の責務に加えてはどうか。	1	①	学校及び学校の教職員の責務では、「児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して、良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る」ことを示し、人権教育に係る内容を加えました。 また、基本理念に児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うことを示しています。
34	学校・教職員の責務	子どもを守る行動に係る内容について、入れてはどうか。	1	②	「児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに、協力体制を構築し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する」と示しています。

35	学校・教職員の責務	<p>学校は、「子どもの権利条約」に基づく人権教育を、児童生徒の発達段階に応じて計画的に実践する。学校・教職員は児童生徒の自治的な活動を保障し、自らいじめをなくしていこうとする主体的な活動を支援する。を追記してほしい。</p>	2	①	<p>学校及び学校の教職員の責務では、「児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して、良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る」ことを示し、人権教育に係る内容を加えました。</p> <p>また、基本理念に児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うことを示しています。</p>
36	保護者の役割	<p>保護者の役割は、まず子どもの命や尊厳を守ることだと考える。「いじめから保護する」という項目が、1点目にくるべきではないか。</p> <p>また、「自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むための指導」とあるが、個人の気持ちや心について「指導」という表現はなじまない。「いじめをしないよう、規範意識を養うための指導を行うよう努める」とこと、「保護する児童生徒の話聞き、その様子を見守り、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心が育まれるよう努める」ことを分けて記述してほしい。</p>	4	④	<p>保護者の役割は子どもを「いじめから保護する」ことも子どもがいじめを行わないようにすることもどちらも大切ではあると考えますが、いじめが行われなければ、いじめから保護する必要はなくなるため、まずはいじめを行わないことが重要であると考えています。また、他のご指摘の部分については、次のとおり整理しなおしました。「自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める」「児童生徒の話聞きととも、様子を見守り、その監護する児童生徒がいじめを受けた場合は、適切にいじめから当該児童生徒を保護する」の2つに分けて示しました。</p>
37	保護者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・保護する児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する児童生徒の話聞き、様子を見守るとともに、いじめを行うことがないよう、規範意識を養い、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むための指導を行うよう努める。 ・保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。 ・国、県、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。 <p>上記3点を明示していただくことは、大変意義深いと思います。特に「規範意識を養い、自らを大切に思う気持ちを育む」「いじめから保護する」という部分には共感いたします。この部分は削除されることのないようお願いいたします。</p>	1	②	<p>表現の仕方を整理しました。ご指摘の内容については明示しています。</p>

38	子どもの役割	「役割」の辞書的な意味は「割り振られた役」ですが、子どもにとっての「いじめの防止」は「割り振られる役」というとらえなのでしょう。「子どもを徹底して守り通す」という言葉から読みとれるのは、いじめられる当事者は子どもだということです。当事者である子どもにとって、いじめは誰かに役割を与えられて解決する問題ではありません。子どもたちが主体的に解決を図っていくものです。条例で規定すべきことは、そのような主体的な子どもの活動を大人がどのように支援していくべきかを書きこむべきです。少なくともここで使っている「役割」という表現は適切ではないと考えます。	4	④	<p>児童生徒の役割では、アンケート等による子どもたちの意見を反映し、「自らを大切にするとともに、一人ひとりの違いを理解し、いじめのない学校生活を送るよう努める」また、「いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく、学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努める」と規定しました。</p> <p>一方で、子どもたちが主体的にいじめの問題について考え、行動することも重要であることから、子どもたちの主体的な活動を支援することを学校及び学校の教職員の責務として示しています。</p>
39	子どもの役割	<p>いじめ防止条例の作成にあたっては、学校が地域や家庭と連携すること、また県や地方公共団体がいじめの未然防止のための環境整備等を充実させるという視点が大切であると考えます。</p> <p>一方で、条例によって子どもの役割が定められてしまったり、一人ひとりの考えをしばったりする結果にならないようにすることが、子どもの主体性を損なわないようにするためには不可欠な視点だと思えます。</p> <p>あわせて、学校の人権を大切にす風土をより確立することこそが、いじめの根本的な解決につながるのだと考えます。</p>	1	④	<p>本条例は、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを基本理念で掲げ、基本理念の趣旨を踏まえていじめの防止等の基本的な事項を示しています。</p> <p>児童生徒の役割では、アンケート等による子どもたちの意見を反映するとともに、子どもたちの力を信じ、「自らを大切にするとともに、一人ひとりの違いを理解し、いじめのない学校生活を送るよう努める」また、「いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく、学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努める」と示しました。</p> <p>学校及び学校の教職員の責務では、「児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して、良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る」と、人権教育の大切さを示しています。</p>
40	子どもの役割	2つめの項目、“学校”という組織に相談するというより、“教職員等の学校関係者”とした方が、相談する相手がイメージしやすいのではないのでしょうか。	1	①	学校の教職員と表現を修正しました。

41	学校いじめ防止基本方針	学校での基本方針作成にあたっては、条例作成と同様、在籍する子どもの声も反映できるようにすべき。主体者としての子どもの意見を大切にすべき。	1	③	学校及び学校の教職員の責務の中で、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うことと規定し、子どもたちの意見が様々な教育活動の中で生かされるようにしていきます。
42	啓発活動	ネット上で起きているいじめは、普段の生活や学校生活のなかで起きているいじめの延長線上にある。根本的な解決にはいじめの未然防止が大切であって、一人ひとりを大切にするという人権感覚を各学校においてしっかりと育てていくことが重要である。	2	③	学校及び学校の教職員の責務では、「児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して、良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図る」ことを規定し、人権教育の大切さを示しています。
43	ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進	3つめの項目、「議論などをする機会」という内容には、議論の他に何かあるのでしょうか。また、議論することが大切なのでしょうか。「ルールを決めて実行しようとする機会」の創出が大切ではないでしょうか。	1	③	規定内容を精査し、全体の表現を修正しました。
44	ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)でのいじめに言及している点は、近時の傾向を取り入れたものと見るが、いじめの定義で、「インターネットを通じて行われるものを含む」とされている点を踏まえると、本来は、インターネットでのいじめ全般を扱うべきであり、SNSでのものを特出しする場合には、その趣旨の説明が必要である。 その他のインターネットでのいじめは、いじめ防止対策推進法でカバーしているのか否かを明らかにするとともに、SNSでのいじめへの対応を特出しする理由を示すべきである。	1	③	規定内容を精査し、全体の表現を修正しました。
45	ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進	この部分に保護者がすべきことが書かれていないのは、5の責務・役割の部分や基本理念の「いじめは、誰にでもどこでも起こりうることに鑑み、いじめは学校だけの問題ではなく、社会全体の問題であるとの認識に立ち、学校内外のいじめの問題を克服することを目指す。」「いじめから『子どもを徹底して守り通す』ため、学校、家庭、県民及び事業者その他関係者が連携協力し、社会総がかりで取り組む。」と合致しないのではないかと思います。SNSこそ家庭で使用している物であり「保護者は、学校が行う『SNS利用の適切で安全な利用方法』などの講演会等に積極的に参加すると共に、保護する者のSNS等の利用の仕方に目を配り、SNSを利用したいじめを行っている場合は毅然とした態度で指導する。」などの項を起こしていただきたい。	1	②	条例では、各主体の責務に個別の施策に関する内容を示していません。このため、保護者の責務は、「自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める」と示し、必要な指導を行う中にSNS等の利用についての指導が含まれるものとしています。

46	ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進	これ自体は対策が必要な内容だと思いますが、「SNS上だけ、いじめられている」という子どもはほとんどいないことが統計上明らかになっています。実生活でいじめられている子どもがSNS上でもいじめられているという事実に基づけば、SNS上のいじめの解決には、まずは実生活におけるいじめの解消が前提となります。そのためには子どもや大人の人権意識の向上が重要だと考えます。	1	③	学校及び学校の教職員の責務で、「児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。」と人権意識の向上について示しました。
47	ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進	SNSによるいじめについては、学校も保護者も把握しにくく、条例に明記されることに、意味があると思います。	1	②	SNS等のインターネット上でのいじめは見えにくいことや誹謗中傷などが年々増加傾向にあることを踏まえて規定しています。
48	重大事態への対処	条例の概要では、重大事態への対処の規定があるが、「法に規定する措置等を行う」との簡素な内容にとどまっており、規定の意義が感じられない。単なる「重ね塗り」の印象をぬぐえない（「迅速・適切」との文言はあるが、法の趣旨からは当然のことで、独自性を持つとは言えない）。条例に規定する以上は、何らか独自の意義を有する内容を盛り込むことを検討すべきである。	1	③	重大事態の対処については、いじめ防止対策推進法では手続き上の流れを記し、詳細については国の基本方針に記載しています。本条例でも、手続き上の流れは法に沿って適切に行うことを明示し、その詳細は県の基本方針に記載しています。